

背景 重大・悪質な談合事件の発生 ダumping・不良工事の発生

公共調達に適正化に向けた取り組みについて(H18.2.24関係省庁連絡会議決定)

一般競争方式の拡大

- ・予定価格2億円以上の工事は基本的に一般競争方式へ移行
- ・2億円未満もできる限り導入に努める

総合評価方式の拡充

- ・17年度中に目標を設定し、速やかに拡大

地方公共団体の
取り組み促進

条件整備(中建審WG中間とりまとめ(H18.3.29 WG)の概要)

入札ボンド

下記の枠組み案を踏まえ、当面の具体的な制度設計を速やかに行った上で、早期に段階的導入を進め、その実施状況を踏まえながら、改善と拡充を図ること

- 日本型入札ボンド制度の枠組み(案)(位置付け)
- 履行保証の予約的機能を有するもの(審査内容)
- ボンド引受機関が入札前に建設業者の財務的な履行能力を中心に審査し、与信(対象工事)
- 原則として、一般競争入札案件(ボンド提出時期)
- 発注者による資格審査開始前

発注者支援と第三者機関

発注者支援のための、
・地方公共団体向けの総合評価実施マニュアルの策定
・国と地方公共団体の連携による支援機関等の育成

第三者機関の設置・活用促進のための、
・第三者機関の設置・活用マニュアルの策定
・苦情処理の対象範囲の拡大

多段階審査と交渉

多段階審査方式について
・入札前に競争参加者を一定の数にまで絞り込むことが可能となるよう、国内法令へ位置づけ(WTO協定改定時)

交渉方式について
・技術提案等の確認や改善を行うため、発注者と競争参加者が交渉を行うことが可能となるよう、国内法令への位置付け等を検討

JV制度

経常JVについて
・加算措置の廃止
・同一発注機関における単体・経常JVの同時登録を認めない
・企業合併等の促進の観点から、合併計画を作成させた上で一定の優遇措置を講ずることを検討

特定JVについて
・単体発注の原則、予備指名の廃止、混合入札の活用等、運用準則の遵守の徹底

入札ボンド制度について

目的

一般競争入札の拡大

総合評価方式の拡大

不良不適格業者の参入、
経営力に比べ過度な入札参加の増大の懸念

技術提案を審査する発注者の負担の増加についての懸念

入札ボンドの導入により、適切な与信枠の設定等の市場機能の活用を通じ、質の高い競争環境を整備

制度の概要

会計法・地方自治法の入札保証制度を活用して実施

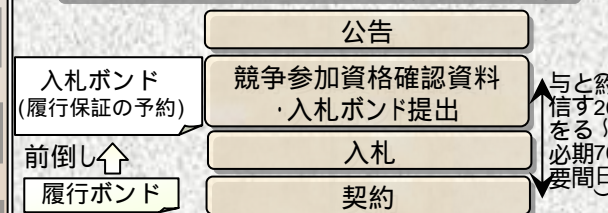
発注者が入札ボンド()の提出を求める

損保の入札保証保険、金融機関の入札保証
金融機関・保証事業会社の契約保証の予約

金融機関等が入札前に企業の財務的な履行能力を審査し、入札ボンドを発行 = 履行保証の予約

入札ボンドの発行を受けた企業による入札

入札ボンド手続の流れ(イメージ)



効果

期待できる効果

契約履行能力が著しく劣る建設業者の排除

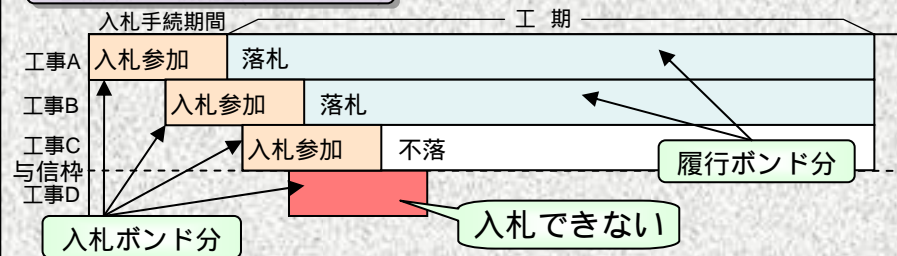
与信枠の制約による絞り込み

深刻化するダンピングの抑止

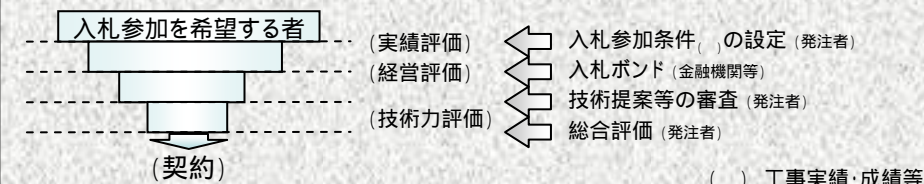
市場機能の活用による入札契約全体の透明性の向上

総合評価方式の運用と併せ、技術と経営に優れた企業の伸張

与信枠の機能(イメージ)



技術と経営に優れた者による質の高い競争(イメージ)



入札ボンドの対象となる工事

- ◆ 一般競争入札によって入札を行う工事(ただし、災害応急対策工事、災害復旧工事等の緊急を要する場合を除く。)

- ◆ 大規模な工事から導入するなど段階的に実施。

国土交通省直轄工事においては、次の一部工事から先行的に導入。

- ・対象整備局:東北地方整備局・近畿地方整備局
- ・対象工事:7.2億円以上のWTO対象の一般土木工事等
- ・実施時期:18年10月下旬以降公告の工事

宮城県においては、11月以降に公告される3億円以上の工事から導入。

国土交通省直轄工事(東北地方整備局)においては、緊急公共工事品質確保対策の一環として、12月上旬以降に公告される2億円以上の工事に導入(宮城県における導入と連携)。

埼玉県においても試行。

- ◆ 国土交通省直轄工事においては、導入効果等を見極めつつ、19年度から、順次拡大。